

消費税 インボイス制度 『適格請求書等保存方式』

講習会 & 個別相談会 のご案内

「インボイス」という言葉を聞いたことがありますか？

インボイスとは適格請求書等と言い、**適格請求書等の保存方式がインボイス制度**です。

インボイスを発行できる事業者は、事業を営んでいる法人や個人事業者が税務署に登録申請をして、「登録番号」を受けた事業者です。

インボイス制度では、免税事業者や登録を受けていない課税事業者からの課税仕入れは、原則として仕入税額控除を受けることができません。

そして、インボイス制度の大きなポイントは「登録申請して登録番号を受けられるのは消費税の課税事業者のみ」であり、「登録した事業者は必ず消費税の申告をしなければならない」ということです。

免税事業者が登録番号を受けするためには課税事業者を選択しなければなりません。

インボイス制度は、令和5年10月1日からスタートすることが決まっています。

(登録申請は令和3年10月1日から受付が始まります。)

多くの事業者に影響があるインボイス制度について、制度の概要説明や個別相談を実施いたします。スムーズな対応に向けてご参加、ご相談をお待ち致します。

▼日時：令和3年11月2日(火) 14:00 ~ 16:00
(講習会1時間程度、個別相談1時間程度)

▼場所：大川商工会議所 2階 小会議室

▼講師：税理士 大淵 賢 氏 大淵 賢 税理士事務所

☆申し込み方法

裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAX等にてお申し込みください。

(TEL:0944-86-2171・FAX:0944-88-1144)

お問合せ先:大川商工会議所 経営支援課 担当・山崎 まで

